

筑北村民憲章

わたしたちの村は、豊かな自然環境と、永い歴史と先人の英知によって築かれてきた文化を持った村です。ふるさとの未来を語り、みんなで思いやりあふれた明るく住みよい村づくりをすすめるため、この憲章を定めます。

- 一 自然環境や生命(いのち)を大切に、うるおいのある村をつくりましょう。
- 一 あたたかな家庭をつくり、福祉の輪を広げ、健康で誰もが安心して暮らせる村をつくりましょう。
- 一 教育を大切に、すこやかな子どもが育ち、希望に満ちた村をつくりましょう。
- 一 伝統と文化を引き継ぎ、創造力豊かな村をつくりましょう。
- 一 広く人々との交流を大切に、働くことに喜びを持ち、地域に適した産業を盛んにした活力のある村をつくりましょう。

<H19. 4. 1 施行>

筑北村の教育の「いま」

【社会背景・情勢】

- ◇ VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）の時代
- ◇ 多様化の時代
- ◇ 人口減少・少子高齢化の時代

【現状と課題】

- ◇ 予測困難な未来を生きる資質能力の必要性の高まり
- ◇ 子どもが抱える困難の多様化・複雑化
- ◇ 人口減少下における学びの場や質の保障

国の教育の方向（第4期教育振興基本計画コンセプト）

- ◇ 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- ◇ 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

「5つの基本的な方針」

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

県の教育の方向（第4次長野県教育振興基本計画の目指す姿）

個人と社会のウェルビーイングの実現

～ 一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び ～

筑北村教育委員会 こども支援係

〒399-7711 長野県東筑摩郡筑北村坂井 5687 番地 2
TEL：0263-67-1161 FAX：0263-67-2170
E-mail：kyouiku@vill.chikuhoku.lg.jp

教育大綱本文
はこちらから
ご覧いただけ
ます。
ぜひアクセス
ください！



第3次 筑北村教育大綱 概要版



教育理念 未来を切り拓く 心豊かな たくましい 人間の育成

基本方針

生涯にわたって 自ら学び続け 社会の変化に柔軟に対応し

新しい時代を主体的にたくましく生きる 心身ともに健やかな人間の育成

～ 一人ひとりが学びを追求し、時代に応じた

新しい価値や生活を更新し続ける ～

1 策定の趣旨

現行の「第2次教育大綱」が、令和5年度末で終了することから、現行の教育大綱策定後に生じた、社会変化や新たな課題に対応するため、新たに「第3次筑北村教育大綱」を策定します。

2 策定の基本方針

平成28年3月に、「筑北村教育大綱」が策定され、その後、村の様々な計画や長野県教育振興計画、新保育指針や新学習指導要領に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間の「第2次筑北村教育大綱」が策定され、諸事業が展開されてきました。この「第2次筑北村教育大綱」の成果と課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化を反映させ、「第3次筑北村教育大綱」を策定します。

また、国、県の教育振興基本計画を参酌する中で、村の最上位計画である「第2次筑北村総合計画」や地方創生の充実と持続可能な地域づくりの実現を目指す「第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関連性を図って策定します。

3 大綱の期間

この大綱の期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）の5年間とします。

社会の変化に
柔軟に対応

新しい時代を主体的
にたくましく生きる

少人数の良さ
を生かした教育

子どもがまんなか

一人一人の個性
を大事にした教育

心身ともに健やか

生涯にわたって
自ら学び続ける

恵まれた自然環境で地域とともに生きる力を育む

保・小・中一貫性
のある教育

基本目標 1 他者と協働して主体的に探究し、新しい価値や時代を創造していく力を育む教育の推進

主な
施策

- (1) 「生きる力」を育む保・小・中一貫性のある教育の推進
- (2) デジタルの力を最大限活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3) 探究を核とした学びを育む「ふるさと学習」の推進
- (4) 「筑北村幼児教育・保育推進プラン」に沿った幼児期の教育の推進
- (5) 保育士・教職員のウェルビーイング向上のための働き方改革の推進



幼児期の教育の推進



デジタルの活用



ふるさと学習

基本目標 2 一人の子どもも取り残されない、多様性を包み込む共生社会の実現に向けた教育の推進

主な
施策

- (1) 一人ひとりの個性に応じた学びを追求し、豊かな人間性・社会性を育む教育の推進
- (2) インクルーシブな教育（特別支援教育）の一層の推進
- (3) 子どもの権利や安全を保障する教育環境の更なる充実
- (4) 様々な機関との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援の充実



学びの追求



個性に応じた学び



子どもの安全



コミュニティ・スクール

基本目標 3 地域、家庭、学校で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

主な
施策

- (1) コミュニティ・スクールと地域保育園学校協働活動の一体的推進体制の構築
- (2) 家庭と連携した地域ぐるみの子育ての推進（保育園・学校・家庭・地域の連携）
- (3) 生涯を通じて学ぶことができる環境づくりとデジタル化の推進



コミュニティ・スクール



地域との連携



地域ぐるみの子育て

基本目標 4 「学び」「助け合い」心豊かな充実した毎日を生きるための共感と交流が生まれる機会の創出

主な
施策

- (1) 暮らしと地域をつなぎ、生涯を通じて学ぶことができる環境の創出
- (2) 文化芸術、スポーツを親しむことができる機会の充実



生涯を通して学ぶ



スポーツフェスティバル



スポーツに親しむ

学校運営協議会

地域と共に「オール筑北」で子育て

地域保育園学校協働本部

子どもたちの育ちを生かした保・小・中のつながり

全ての人・物・事とつながる

地域の温かい人とのつながり

未来を切り拓く心豊かなたくましい人間の育成